

令和3年
4月から

スマートフォン決済で 町税が納付できるようになります



新型コロナウイルス感染症対策のひとつとして、スマホ決済による町税の納付が可能になります。これにより外出することなく、24時間365日いつでも納付ができるようになります。

対象税目

- ・町県民税（普通徴収）
 - ・固定資産税（都市計画税）
 - ・国民健康保険税
 - ・軽自動車税（種別割）
- ※車検用納税証明書が必要な場合は注意

開始時期

令和3年4月1日から

対象アプリケーション

●PayPay ●LINE Pay

納付方法

上記のアプリから、電子マネーの残高を確認していただき、納付書に印字されているバーコードを読み取りして納付する。
(決済手数料は無料ですが、通信料は利用者負担となります。)

納付可能額

納付書1枚につき30万円まで
(30万円を超える場合は、バーコードの印字がありません。)

納付可能期間

納付書などに記載されている納期限

- 注意事項**
- ・スマホ決済納付は、領収書が発行されません。**特に軽自動車税（種別割）の車検用納税証明書が必要な場合は、現金での納付をお勧めします。**
(納付後3日ほどで、役場で納税証明書の発行は可能です。)
 - ・スマホ決済をした納付書は、領収印の押印がありません。間違えて現金で二重納付をしてしまう事例がありますので、ご注意ください。

問い合わせ先 税務課収税係 (32) 3126

町内中小企業の皆さまへ 制度資金利子補給のお知らせ

町では、新型コロナウイルス感染症により経営に大きな影響を受けている町内の中小企業の皆さまを支援するため、融資を受けた制度資金の利子を補給します。

利子補給の対象資金

- ・株式会社日本政策金融公庫資金のうち、小規模事業者経営改善資金、新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策小規模事業者経営改善資金の、それぞれ設備資金および運転資金
 - ・長野県中小企業融資資金のうち、経営健全化支援資金（経営安定対策、特別経営安定対策、新型コロナウイルス対策）、長野県新型コロナウイルス感染症対応資金の、それぞれ設備資金および運転資金
- 交付対象者**
- 町内で事業を営む中小企業者（個人事業主にあつては、御代田町の住民基本台帳に登録されている者に限り）で、次の要件を全て満たす中小企業者
- ・町税を滞納していないこと
 - ・借入金の返済に延滞がないこと
- 利子補給の額**
- 4月1日から翌年3月31日までに融資を受けた資金に対する利子の全額
- 補給期間**
- 借入後2年以内
- 補給金支払時期**
- 各年度末

問い合わせ先

産業経済課商工観光係 (32) 3113

新年度

町税等の納期限一覧

月分	納期限 および 口座振替日	町 税				保険料		利用料・使用料・負担金								
		町 民 税	固 定 資 産 税	軽自動車 税 (種別割)	国 民 健 康 保 険 税	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	介 護 保 険 料 (普通徴収)	介護予防 支援事業 利用料	保育料 延長保 育料	保育園 副食費	町 営 住宅 使用料	住宅 駐車場 使用料	下水道 負担金	上水道料金 下水道使用料	農集排 使用料	個 別 排 水 使用料
4	4月30日(金)		1期					○	○	○	○	○		一般・大口	○	○
5	5月31日(月)			1期				○	○	○	○	○		大口		
6	6月30日(水)	1期			1期			○	○	○	○	○		一般・大口	○	○
7	8月2日(月)		2期		2期	1期	1期	○	○	○	○	○	1期	大口		
8	8月31日(火)	2期			3期	2期	2期	○	○	○	○	○		一般・大口	○	○
9	9月30日(木)		3期		4期	3期	3期	○	○	○	○	○	2期	大口		
10	11月1日(月)	3期			5期	4期	4期	○	○	○	○	○		一般・大口	○	○
11	11月30日(火)		4期		6期	5期	5期	○	○	○	○	○		大口		
12	12月27日(月)	4期			7期	6期	6期	○	○	○	○	○	3期	一般・大口	○	○
1	1月31日(月)				8期	7期	7期	○	○	○	○	○		大口		
2	2月28日(月)				9期	8期	8期	○	○	○	○	○	4期	一般・大口	○	○
3	3月31日(木)				10期	9期		○	○	○	○	○		大口		
問い合わせ先		税務課 (32)3126				保健福祉課 (31)2512		町民課 (32)3114	建設水道課 (32)3129							

注1. 上水道料金は、御代田小沼水道料金です。

佐久水道管内の料金は、佐久水道企業団(☎0267(62)4085)へ直接お問い合わせください。

注2. 下水道使用料は、公共下水道使用料および特定環境保全公共下水道使用料です。

税金・料金の納め忘れはありませんか？

令和3年度が始まりました。令和2年度以前分の税金・料金の納め忘れがないかご確認ください。未納がありましたら、お早目に納めてください。納付状況などの確認は担当課までお問い合わせください。

納税などは便利な口座振替で

口座振替は、預貯金から自動的に振替納付になるので、役場や金融機関に出かける必要がありません。納付書をなくしたり、うっかり納め忘れたりすることがないので、納期限までに確実に納めることができます。

口座振替を希望される方は、税務課または料金等担当窓口にある依頼書に必要事項を記入、捺印してご提出ください。

【口座振替利用可能金融機関】

八十二銀行、三井住友銀行、上田信用金庫、J A 佐久浅間、郵便局

問い合わせ先

科目等	担当課	担当係	電話番号
固定資産税	税務課	資産税係	(32)3126
町県民税 / 軽自動車税(種別割) / 国民健康保険税		住民税係	
納税に関すること		収税係	
保育料・延長保育料・保育園副食費	町民課	こども係	(32)3114
町営住宅使用料等	建設水道課	都市計画係	(32)3129
上下水道使用料等 / 農集排・個別排水使用料		上下水道管理係	
後期高齢者医療保険料 / 介護保険料等	保健福祉課	介護高齢係	(31)2512